

# 入札公告

次のとおり一般競争に付します。

令和6年3月4日

経理責任者 独立行政法人

国立病院機構 茨城東病院長

石井 幸雄

( 公 印 省 略 )

## 1 調達内容

### (1) 役務案件及び数量

感染性廃棄物収集・運搬業務委託 一式

### (2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び仕様書による。

### (3) 履行期間

令和6年4月1日～令和9年3月31日(36ヶ月)

### (4) 履行場所

独立行政法人国立病院機構茨城東病院

### (5) 入札方法

入札金額については、(3)に定める履行期間に行う(1)役務等件名の履行に要する一切の費用を含めた額とすること。

落札者決定に当たっては、入札書に記載された当該金額に10%に相当する額を加算した金額をもって最低(交渉)金額とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 競争参加資格

(1) 独立行政法人国立病院機構契約事務取扱細則(以下、「契約細則」という。)第5条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被補佐人又は被補佐人であっても、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 契約細則第6条の規定に該当しない者であること。

(3) 厚生労働省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のA又はB、Cの等級に格付され、関東甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。または、契約細則第4条の規定に基づき、経理責任者が定める資格を有する者であること。

(4) 当院が指定する中間処理業者(3月4日の入札にて決定)と請負確約ができること。

- (5) 環境配慮への取組状況等に関し、入札説明書に掲げる入札適合条件を満たすものであること。

### 3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒319-1113 茨城県那珂郡東海村照沼825  
独立行政法人国立病院機構茨城東病院企画課契約係  
電話029-282-1151 内線2127

- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法

令和6年3月4日から令和6年3月19日（土曜日、日曜日を除く  
毎日8時30分から17時00分）まで（1）の場所にて交付する。

- (3) 入札資料の提出期間、場所及び方法

令和6年3月19日（火）までに持参すること。（持参又は郵送）  
（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は当該  
経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用することはでき  
ない。また、提出された資料は返却されない。）

- (4) 入札書受領期限

令和6年3月19日（火） 17時15分まで

（ただし、郵送による入札書の受領期限は前日までに必着、提出場所  
は（1）の部署）

- (5) 開札の日時及び場所

令和6年3月21日（木） 11時00分

茨城県那珂郡東海村照沼825  
独立行政法人国立病院機構茨城東病院 大会議室

### 4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 入札保証金及び契約保証金

免除。

- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した資格申請書及び  
入札参加資格を有することを示す書類等（①厚生労働省競争参加資格（全  
省庁統一資格）の写し②茨城県の特別管理産業廃棄物収集運搬業許可  
証の写し③収集運搬から処分までのフローチャート④中間処分業者との  
請負確約書⑤環境配慮への取組状況に関する入札参加資格の審査に必要  
な申請書類）を入札資料の提出期限までに提出しなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、経理責任者から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び資料に虚偽の記載をした者の入札書は無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 交渉権者決定方法

契約事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とすることがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

(7) 詳細は、入札説明書による。